



平成 20 年 11 月 4 日

各 位

香川県高松市扇町 2 丁目 7 番 20 号
セーラー広告株式会社
代表取締役社長 植村 貴好
(コード番号 : 2156)

問い合わせ先 取締役総務本部長 山内 務
TEL 087-825-1156

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 20 年 11 月 4 日開催の臨時取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

2. 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の数 200,000 株 (上限とする)
※発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.3%
- ③ 株式の取得額の総額 40,000,000 円 (上限とする)
- ④ 取得期間 平成 20 年 11 月 11 日～平成 21 年 3 月 25 日

(参考) 平成 20 年 11 月 4 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く) 6,077,320 株
自己株式数 680 株

以 上